

小 笠 原 村

第 1 監査の目的

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、補助金の算定は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第 2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

- (1) 監査対象団体 小笠原村
- (2) 監査対象局 環境局、福祉保健局、産業労働局及び建設局

2 都との関係

都は、小笠原村に対し、村の実施する事務事業の推進に資することを目的に、簡易水道事業及びへき地医療運営費等の事業に対し、補助金交付等の財政援助を行っている。

補助金等の交付状況については、表 1 のとおり、交付している。

(表 1) 補助金等の交付状況

(単位：千円)

年 度	補 助 金 等		内 訳			
			補 助 金		負 担 金 ・ 交 付 金	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
平成 25 年度	64	1,386,190	32	556,467	32	829,723
平成 26 年度	61	1,136,395	29	304,087	32	832,308

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成25年度（平成25. 4. 1～平成26. 3. 31）及び平成26年度（平成26. 4. 1～平成27. 3. 31）の事業について実施した。

2 実地監査期間

（1）環境局、福祉保健局、産業労働局及び建設局

平成27年5月11日

（2）小笠原村

平成27年5月28日及び29日

第4 監査の結果

小笠原村が行っている表2の補助対象事業について、申請書、決定通知書、実績報告書及び証ひょう等により、補助金の算定は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて検証した。

その結果、補助金の算定は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められる。

(表2) 補助対象事業等の事業実績

(単位：千円)

区分	所管局	名称	交付額		対象事業等の内容
			平成25年度	平成26年度	
補助金	環境局	廃棄物減量等推進費都補助金	2,843	-	島しょ町村が新規に実施する廃棄物減量推進事業及び廃棄物適正処理推進事業に要する経費（補助率：都基準額1/2）
	福祉保健局	簡易水道事業等助成	428,776	158,928	市町村が行う簡易水道事業等の施設整備事業に要する経費（補助額：（都補助基本額×3/4）－（国庫補助基本額×1/2））
		へき地医療運営費等補助金	51,621	71,305	へき地専門医療確保事業等、離島、山村等の地域住民の医療確保事業（補助率：2/3等）
		市町村国民健康保険都費補助金	12,610	9,889	市町村の行う国民健康保険事業（補助率：1/2等）
		子供家庭支援区市町村包括補助事業金	10,939	9,271	区市町村が地域の実情に応じ創意工夫を凝らして主体的に実施する子供家庭分野に係る事業に要する経費
		健康増進法等による健康増進事業に係る都補助金	7,127	7,064	医師等に栄養の改善等住民からの相談に対応する健康増進事業等市町村が行う事業（補助率：2/3等）
		地域福祉推進区市町村包括補助事業金	4,435	4,435	区市町村が地域の実情に応じ創意工夫を凝らして主体的に実施する福祉・保健・医療の推進に係る事業に要する経費
	産業労働局	離島漁業再生支援事業費補助金	6,804	6,930	漁業集落が行う漁場の生産力向上等に要する経費（補助率：①再生支援事業：国1/2・都1/4、②再生支援推進事業：国1/1）
		小笠原農業基盤施設等維持補修助成金	3,650	2,450	都から村に移管した農道に係る維持管理に要する経費（2分の1に相当する額を5年分一括助成）
	建設局	東京都土木費補助金（道路事業（都市計画道路以外））	9,374	12,629	市町村が行う市町村道の土木事業に要する経費（補助率：都1/2等）
負担金	福祉保健局	児童手当等都負担金	14,296	13,595	児童手当法及び東京都児童育成手当に関する条例に基づく児童手当等給付金の給付に要する経費
		介護給付費都負担金	5,601	5,089	介護保険法に基づく介護給付及び予防給付に要する経費
		国民健康保険保険基盤安定都負担金	3,658	4,635	区市町村が国民健康保険法の規定に基づき一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れた金額
		高額医療費共同事業負担金	2,948	2,631	区市町村が国民健康保険法の規定に基づき国民健康保管団体連合会に拠出した高額医療費共同事業拠出金額